

No. 113号

平成31年1月17日

暴 追 だ よ り

公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター

TEL 058-277-1613

新年のご挨拶

(公財)岐阜県暴力追放推進センター

専務理事 杉山俊博

新年明けましておめでとうございます。

賛助会員の皆様には、お屠蘇気分もそこそこに文字通り「亥々年」とすべく、既に駆け出されておられることとお慶び申し上げます。また、(公財)岐阜県暴力追放推進センターに対しまして、旧年中賜りましたご支援に心から感謝申し上げますとともに、元号とともに何かと節目を迎えそうな新しい年におきましても、旧倍のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、亥年には三つの特徴があると言われます。

一つは、12年に一度の統一地方選挙と参議院議員通常選挙が重なる「選挙の年」であり、二つには、経済的には様子見の「亥固まる年」で、株は小幅な値動きに止まるとされます。三つ目は、有り難くないものの災害の多い年回りのようです。昨年が県内はもとより全国的に大規模災害に見舞われ、日本漢字能力検定協会発表の2018年の漢字が「災」でしたが、歴史的な災害は亥年に多く、宝永地震・富士山噴火(1707)、関東大震災(1929)や、日本海中部地震・三宅島噴火(1983)、阪神大震災(1995)、中越沖地震(2007)などが亥年の出来事です。

災いは、何も自然災害に限らない。安全意識の高まりの中で、自然災害に対しても十分な備えが求められている昨今、人工的・人為的な災害ともいえる「反社会的勢力からの災い」に対しても、それなりの心構えや準備が必要です。様々な場面で社会との関係が遮断されてきた暴力団勢力は減少して確実に弱体化しているものの、一面、見えにくくなっているともいえます。彼等は生き残りをかけて巧妙に資金を獲得しており、気付かぬうちに直接的に又は共生者を通じて間接的に忍び寄ってきている可能性がないとはいえません。暴力団か否かという属性のみに囚われることなく、その言動や態度などを継続的に観察して、反社会的か否かを総合的に判断することが大切です。

当センターでは、そのための一助となれるよう、これからも県警察や県弁護

士会との連携を強めながら、賛助会員の皆様と共に歩み、暴力団のいない安全で安心して住める岐阜県の実現に向けて努力して参りますので、お力添えを宜しくお願い致します。

年頭のごあいさつ

岐阜県警察本部組織犯罪対策統括官

太田 正明

あけましておめでとうございます。

平成31年の年頭にあたり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様には、平素から暴力団対策をはじめ、警察活動の各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢ですが、六代目山口組が3つに分裂した後、対立状態が継続しており、これらの動向は引き続き予断を許さない状況にあります。

また、暴力団は、より巧妙かつ効率的に経済的利益を得るため、その実態を隠蔽しながら各種の事業活動へ進出するなどし、一般社会での資金獲得活動を活発化させているほか、ニセ電話詐欺への関与を深めるなど、暴力団情勢は依然として厳しい状況にあると言わざるを得ません。

岐阜県警察では、昨年11月、六代目山口組三代目弘道会傘下組織の組長等を、みかじめ料名下の恐喝事件で検挙しております。

この事件は、暴力団員が飲食店経営者に対し、暴力団の威力を背景としつつ、再三にわたり金銭の支払を要求し、現金を脅し取っていたというものであり、警察としては、このように暴力団の不当な要求に苦しむ方々を救済するとともに、暴力団の資金源を遮断していく取組が必要であると考えております。

今後も警察は、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を全力で推進してまいります。

しかし、暴力団の弱体化・壊滅は、独り警察のみで成し遂げられるものではなく、社会全体での暴力団排除活動の進展が不可欠であります。

警察といたしましても、地域住民、自治体、暴力追放推進センター、弁護士会等の方々との連携を一層強め、暴力団排除活動に取り組む方々の安全を確保しながら、暴力団排除活動を強力に推進してまいります。

皆様には、引き続き、警察の行う暴力団対策への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、皆様の御健康と御多幸を祈念いたしまして、年頭のあいさつとさせていただきます。

みかじめ料

この季節、かつて暴力団は、門松やお正月飾りの置物を、縄張り内の飲食店や事業所等に対して法外な高い値段で売りつけ、それを正月のシノギとしており、これが、若い衆のいわゆる「餅代」となっていました。

しかし、今ではあまり聞いたことがありません。

暴力団対策法や、暴排条例等の効果です。

暴力団に強引にみかじめ料を要求され、仕方なく支払っている者はそれまで「被害者」的に扱われていたのですが、暴排条例により、暴力団に金を出す、つまり彼等を養っている暴力団側の人間という位置づけになってしまい、立場が180度変わったのです。

これで、みかじめ料徴収が困難となり、同じような盆暮れの置物の付き合いも激減したわけです。

暴排条例は、正月飾りの製造元に対しても、暴力団がそれでシノギ（商売）をすることが分かっている卸すことも、利益供与として禁止していますので、暴力団としてはダブルパンチです。

ちなみに、「みかじめ料」とは、暴力団が自分の縄張り内で店を営業させることを許す許可料の意味合いと、もう一つは「用心棒代」、店で何かトラブルがあった場合、暴力団が用心棒となって解決してくれる暗黙の契約という意味のものがああります。語源は毎月三日締めで徴収していた経緯から「みかじめ」となったといわれています。

「用心棒代」ですが、店で客同士やチンピラなどのトラブルがあったときに、警察に通報すると、被害者や目撃者（店の客）は事情聴取のために何回も呼び出され、客に迷惑をかけることになり、店側も実況見分や取調べで時間をとられ、たいへん負担となります。

また、事件化されて逮捕されたチンピラからは睨まれて、その報復がないかと不安になる。

さらに、報道などで世間に知れ渡り、おおごとになることのおまけつき。

しかし、暴力団に頼めば、事情聴取もなければ呼び出しもない、その日のうちに迅速に処理して後腐れもない。

もめ事を起こした関係者も何も言ってこない、有り難い存在。

ということで、店側も「ビジネス」として有効と考え、多くの店が「用心棒代」を支払っていた時代がありました。

今でも腐れ縁的な付き合いで払っているところもあるかもしれません。

ところが最近、実際に用心棒代を払っている飲食店が、客同士のもめ事があ

ったために暴力団にその処理を依頼したところ、困った様子で「それくらいのことは店の方で処理してくれ」と断られたそうです。

現在暴力団、特に山口組は分裂した3つの団体が、それぞれ生き残りをかけて必死になっており、なかでも警察からの介入を極力嫌います。

逆に警察は、秘匿化していく組織の実態を解明するため積極的に事件化する姿勢であり、暴力団は下手に動く、直ぐに関係者の逮捕・組事務所への搜索等を受けることになり、少々のみかじめ料や用心棒代では割が合わないのです。

同時に店側も暴力団を利用したり、利益供与すれば、条例により勧告や氏名公表等ペナルティを受けることとなりますし、今はまだありませんが、罰則を設ける動きも具体的になってきています。

かつての事業主の中には、いざというときのためにと、暴力団等反社の知り合いを持つことも自分の能力であると勘違いして、自発的にそういった輩との関係を持っていた者もありましたが、今は政府指針にもあるとおり、社会全体が暴力団等の反社を拒絶する時代となっており、年を増す毎にその傾向は強くなっています。

暴力団の数が年々減少しているにも関わらず、当センターへの属性照会の相談件数が逆に右肩上がりとなっていることが、時代の変化を如実に表しています。

暴力団勢力の推移

全国の暴力団勢力（暴力団員及び準構成員等）は、ピークであった昭和55年には約18万人いましたが、その後順に減り始め、現在は当時の三分の一以下になっており、県内の暴力団勢力もそれに比例して減少しています。

年	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
全 国(約/人)	80,000	70,300	63,000	58,000	53,500	46,900	39,100	34,500
県 内(約/人)	1,300	1,300	1,000	1,000	930	800	530	430

年別相談受理件数

センター設立当初である平成4年ころの相談件数は、年間200件前後でしたが、年をおうごとに増加し、昨年、一昨年は900件を超える件数となっております。

年	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
受理件数	543	603	604	609	620	636	782	923	918

社会復帰就労支援

広域協定参加都府県

H28 2/5 東京・茨城・群馬・神奈川・静岡・岐阜・愛知・三重・大阪
鳥取・高知・福岡・佐賀・鹿児島

2/12 青森 3/25 熊本 6/24 愛媛 11/9 兵庫
11/24 広島

H29 2/24 新潟 3/6 徳島

8/1 栃木・奈良・大分 11/30 山口・山形・香川

H30 3/29 石川 8/31 埼玉・千葉 12/14 宮崎

※「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定書」

暴力団を離脱し社会復帰するに際し、特に県外の就職を希望する者に対して、都府県間における連絡調整等が、スムーズに就労支援できるよう「協定書」を交わしているもので、昨年末で協定参加県が31都府県となりました。当県協議会は発足当初から参加をしております。

ミニ知識

○不当要求とは

法的に認められない要求もしくは、法的に認められるものでも不相当な方法で行う要求のこと。

交通事故の被害者から賠償請求される立場であっても、相手方が脅迫などの不穏当な手段を用いればそれも不当要求に含まれると解釈されています。

○不当要求行為の種別

① 攻撃型

攻撃材料に基づき、権利者や仲介者として権利行使の形で来るもの

※ クレーム事案の大半がこのタイプ

例・・・車が傷ついた、食べ物に異物が入っていた

対応要領

- ・ ある程度の説明(議論)は必要ですが、深入りしないのが重要です。
- ・ 裏取引をせず、裁判など法にのっとり対応すること。

② 接近型

攻撃材料がなく、一方的にお願いや勧誘の形で近づいてくる手口

※ エセ右翼等の書籍送りつけや、賛助金の要求など。

対応要領

- ・ 要求に対しては理由を告げず、毅然と断ることが重要です。
- ・ 相手との思想や社会問題に関する論議はしないこと。

③ 逆接近型

こちらから積極的に対応を必要とするもの

※ 暴排条項に基づき契約等を解除する必要がある場合等。

対応要領

- ・ 相手に対して暴排条項についてある程度の説明は必要ですが、それ以上の説明は必要ありません。
- ・ 相手に対し、暴排条項の要件・効果等を繰り返し淡々と説明することが肝要です。

④ 癒着型

過去に何度か食いものにされており、繰り返されるもの

※ 総会屋、店の用心棒として過去に利用している場合等。

対応要領

- ・ 組織内の意思統一を図って対応する必要があります。
- ・ 従前の担当者の人事配置変更等、相手方との人間関係を遮断し、組織の意識、システム自体を変更することが必要になります。

⑤ トライアングル型

不当要求者が第三者に働きかけ、それを通じて自分が狙う相手方に対して圧力を加えるもの

※ 行政対象暴力にみられるように、工事発注者である行政に対して執拗に工事のクレームを付け、元請け・下請け会社に対して伝わるようにする場合。

対応要領

- ・ クレームを直接受けた者は安易に返事をせず、事実関係(実態)を調査する必要があります。
- ・ その上で、正当な要求か不当なのか判断をし、不当と判断した場合は速やかに警察・弁護士などと連携して対応を行うことが重要です。

(公財)岐阜県暴力追放推進センター 役員等名簿

平成31年1月 現在

役 職	氏 名	備 考
会 長	古 田 肇	岐阜県知事
副会長	水 野 光 二	岐阜県市長会会長（瑞浪市長）
〃	井 戸 敬 二	岐阜県町村会会長（七宗町長）
〃	今 林 寛 幸	岐阜県警察本部長
顧 問	尾 藤 義 昭	岐阜県議会議長
〃	原 島 肇	岐阜地方検察庁検事正
〃	鈴 木 雅 雄	岐阜県弁護士会会長
〃	高 橋 征 利	岐阜県信用金庫協会会長
〃	星 野 鉄 夫	岐阜県ゴルフ連盟暴力・防犯・安全対策協議会会長
〃	田 口 義 隆	岐阜県企業防衛対策協議会代表
〃	小 尾 康 男	岐阜県保護観察所所長
〃	岡 山 金 平	岐阜県商工会連合会会長
〃	佐 竹 武	岐阜県建設業暴力追放推進協議会会長
参 与	小 林 博	一般社団法人岐阜県医師会会長
〃	阿 部 義 和	公益社団法人岐阜県歯科医師会会長
〃	宗 宮 英 雄	岐阜県警察本部刑事部長
理事長	村 瀬 幸 雄	岐阜県商工会議所連合会会長
専務理事	杉 山 俊 博	元警察官
理 事	水 谷 晃 三	岐阜県企業防衛対策協議会代表
〃	櫻 井 宏	岐阜県農業協同組合中央会会長
〃	浅 野 辰 夫	前岐阜県保護司連合会会長
〃	小 島 浩 一	岐阜県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター委員長
〃	太 田 正 明	岐阜県警察本部刑事部組織犯罪対策統括官
〃	直 井 和 則	兼岐阜県暴力追放推進センター事務局長元警察官
監 事	廣 瀬 英 雄	弁護士
〃	関 谷 好 一	岐阜県信用保証協会常務理事
評議員	土 屋 照 雄	一般社団法人岐阜県薬剤師会会長
〃	田 近 恭 介	公益財団法人岐阜県防犯協会専務理事
〃	和 田 真 吾	岐阜県税務暴力対策協議会会長
〃	杉 山 豊	一般社団法人岐阜銀行協会専務理事
〃	山 下 貴 司	岐阜県公共料金等暴力対策協議会会長
〃	原 義 人	一般社団法人岐阜県建設業協会事務部長
〃	林 直 康	一般財団法人岐阜社会福祉事業協力会理事長
〃	林 俊 朗	岐阜県市長会事務局長
〃	山 村 和 弘	岐阜県町村会事務局長

弁護士による無料相談

暴力団員、暴力団風の者、悪質クレーマー等の絡む相談を受け付けています。相談は無料です。秘密は厳守します。お悩みの方は、お気軽にご相談下さい。

日 時 毎週水曜日 午後 2 時～午後 4 時
場 所 岐阜市小柳町 1 8 番 3 暴追センタービル 2 階
相談料 無 料
相談担当 岐阜県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター所属弁護士
暴追センター相談委員帯同
相談方法 面接相談・電話相談
相談電話 0 5 8 - 2 6 4 - 6 7 6 4

お知らせ

- 今年の暴排カレンダーは、ネットワークNo.53と一緒に皆様方に送付させていただきましたが、追加ご希望の方はご遠慮なくお電話下さい。

058) 277-1613 直井

- 今年の『第28回暴力追放岐阜県民大会』は8月29日(木)
不二羽島文化センター・スカイホールにおいて開催予定です。

不当要求防止責任者講習 開催日程

平成30年度中の責任者講習は、下記の予定で開催します。

- 1月18日(金) 岐阜講習 岐阜産業会館 午後1時30分
- 1月24日(木) 西濃講習 大垣市民会館 午後1時30分
- 2月 4日(月) 中濃講習 JAめぐみの本店 午後1時30分

本年も相変わらず、よろしく願っています。